

Ⅰ 計画の基本

1 計画策定の趣旨

「第4期常滑市障がい福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成26年5月15日改正）（以下、「基本指針」という。）に即し、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の各種サービスが計画的に提供されるよう、第3期常滑市障がい福祉計画の数値目標に対する進捗状況や各年度のサービス実績を踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間とし、具体的な数値目標や各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

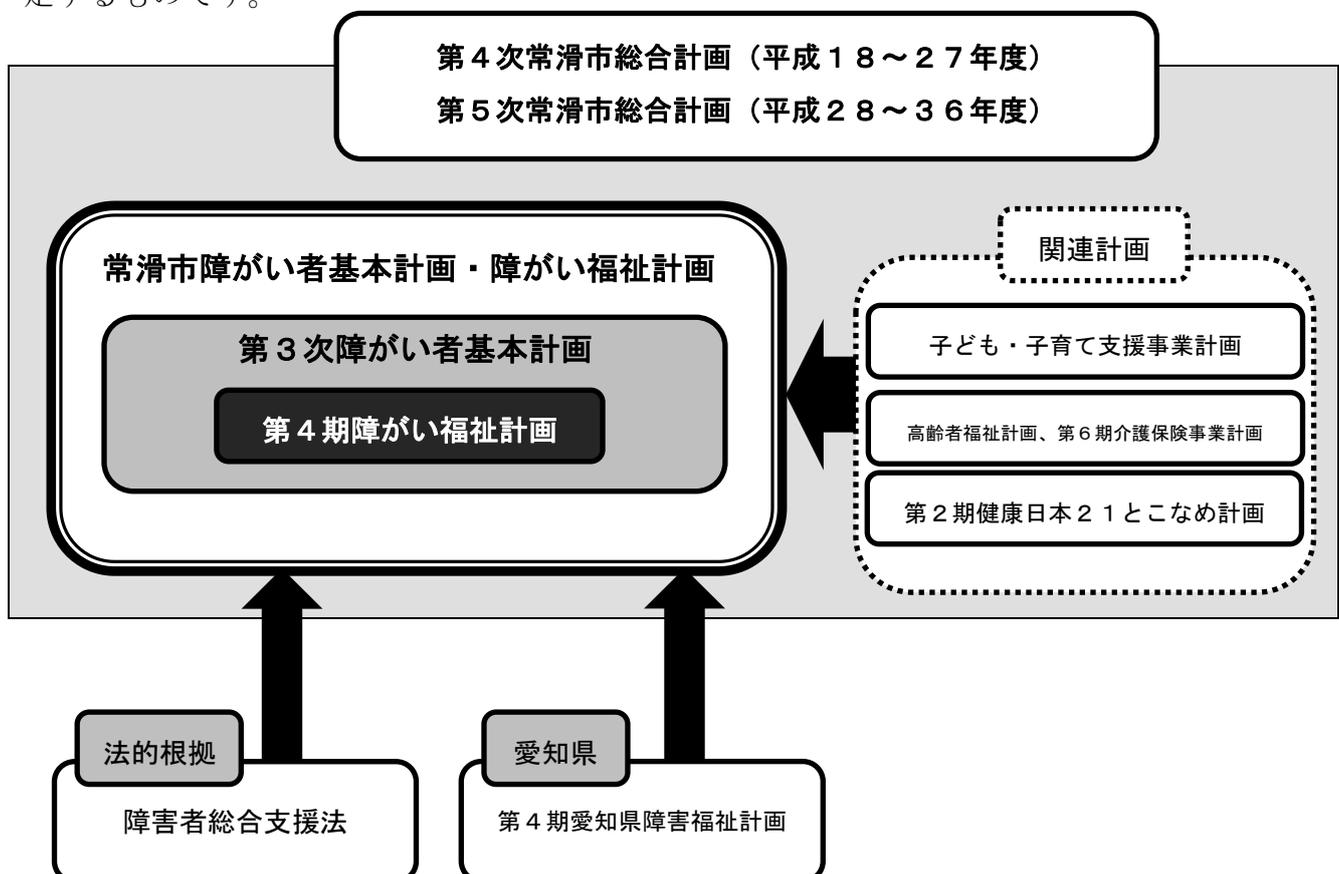
2 計画の位置づけ

（1）本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく、市町村障害福祉計画として策定するものです。

（2）他の計画との関係

本計画は、国及び愛知県の計画との整合性を図りながら、「常滑市総合計画」及び、「第3次常滑市障がい者基本計画」（平成24年度～29年度）や関連計画との整合を考慮し、策定するものです。



3 計画の対象者

この計画の対象者となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるものであって18歳以上である者をいいます。また、児童福祉法第4条に規定する「障がい児」も対象となります。

4 計画の期間

障がい福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、平成27年度～平成29年度までの3か年とします。

計画名	年度											
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
常滑市障がい者基本計画	第2次障がい者基本計画						第3次障がい者基本計画					
常滑市障がい福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画			第4期計画			

5 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援)の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障できるよう努めます。

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター、日中一時支援事業)を保障できるよう努めます。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により施設入所、入院から地域生活への移行を進めます。

また、地域生活支援の機能をさらに強化するため、グループホーム又は障がい者支援施設に付加した「地域生活支援拠点」の整備を検討していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大できるよう努めます。

(5) 相談支援体制の充実

障がい者等、とりわけ重度の障がい者等が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障がい福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実に努めます。

また、入所又は精神科病院から地域生活へ移行するための取り組みとして、地域移行支援と地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(6) 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制を確保するため、障がい児通所支援の整備について障がい福祉計画に定め、当該計画に沿った取組を進めるよう努めます。

6 アンケート調査の実施

障がい者の生活実態や意向を把握するために、平成26年6月に「常滑市福祉に関するアンケート調査」を実施しました。障がい福祉サービス受給者を対象に実施し、今後のサービス利用などの意向について把握を行いました。

(1) 調査の概要

- ・調査対象者 常滑市で障がい福祉サービスを受けている方
- ・調査期間 平成26年6月11日～6月30日
- ・調査方法 郵送配布・回収

・配布回収数

	配付数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A×100)
障がい福祉サービス受給者	288件	176件	61.11%

- ・質問項目数 25問

(2) アンケート結果について

本計画における障がい福祉サービス等の見込量を算定するにあたり、必要な事項について、アンケート結果から抜粋し、分析を行いました。

(注) 表中の網掛けは、濃い色が第1位の項目、薄い色が第2位の項目を表しています。

問5 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。

	回 答	件 数	割 合 (%)
1	父母、祖父母、兄弟	112	63.64
2	配偶者（夫または妻）	10	5.68
3	子ども	3	1.70
4	ホームヘルパーや施設の職員	56	31.82
5	その他の人（ボランティア等）	5	2.84

【アンケート結果より】

・介助者が家族の場合が、全体の約7割を占めており、介助者の高齢化などに伴い、グループホームや短期入所、日中一時支援などの利用度が増すことが見込まれます。

問13 今後、あなたはどのように暮らしていきたいですか。

	回 答	件 数	割 合 (%)
1	今の暮らしを維持したい	92	52.27
2	グループホームなどを利用したい	47	26.70
3	家族と一緒に生活したい	42	23.86
4	その他 医療対応できる施設に移りたい 3 自分に合った環境で生活したい 1 一人暮らしをしたい 1 支えてくれる人と暮らしたい 1 わからない 10	16	9.09

【アンケート結果より】

・現状維持や家族との生活を望む意見が約7割を占める一方、グループホームの利用についても3割弱の要望があります。

問14 地域で生活するには、どのような支援があればよいと思いますか。

	回 答	件 数	割 合 (%)
1	医療ケアなどの在宅での利用	51	28.98
2	障がい者に適した住宅の確保	73	41.48
3	必要な在宅サービスの適切な利用	76	43.18
4	生活訓練等の充実	73	41.48
5	相談対応等の充実	88	50.00
6	地域住民等の理解	84	47.73

7	その他	支援者の補充 1	就職支援 1	7	3.98
		遠距離の通院介助 1			
		障がい児の一時あずかり 1			
		学習障がい児に対応した支援（学習等） 1			
		家族に対する支援 1	余暇活動の充実 1		

【アンケート結果より】

・相談対応等の充実、地域住民等の理解についての要望が高い一方、住宅の確保、在宅サービスの適切な利用、生活訓練等の充実についての要望も高く、地域で生活する上での課題となっています。

問16 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。

	回答	現在利用しているか		今後利用したいか	
		利用している	割合 (%)	利用したい	割合 (%)
①	居宅介護	21	11.93	46	26.14
②	重度訪問介護	2	1.14	33	18.75
③	同行援護	3	1.70	18	10.23
④	行動援護	19	10.80	51	28.98
⑤	重度障がい者等包括支援	2	1.14	23	13.07
⑥	生活介護	41	23.30	64	36.36
⑦	自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	34	19.32	56	31.82
⑧	就労移行支援	15	8.52	54	30.68
⑨	就労継続支援 (A,B型)	42	23.86	65	36.93
⑩	療養介護	1	0.57	29	16.48
⑪	短期入所	19	10.80	59	33.52
⑫	共同生活援助 (グループホーム)	22	12.50	72	40.91
⑬	施設入所支援	29	16.48	58	32.95
⑭	相談支援	47	26.70	99	56.25
⑮	児童発達支援	11	6.25	21	11.93
⑯	放課後等デイサービス	15	8.52	24	13.64
⑰	保育所等訪問支援	1	0.57	12	6.82
⑱	医療型児童発達支援	2	1.14	15	8.52
⑲	福祉型児童入所支援	1	0.57	15	8.52
⑳	医療型児童入所支援	1	0.57	15	8.52

【アンケート結果より】

・相談支援やグループホームの利用についての利用希望が高くなっています。
 ・また、あまり使われていないサービス（同行援護、療養介護など）についても、利用希望があり、今後必要性が増すと考えられます。